

## 〔参考〕今回廃止する取扱い

### 東日本大震災津波に伴う現場代理人の兼務に関する取扱い

〔平成 23 年 10 月 28 日〕  
〔総務第 177 号〕

〔沿革〕平成 23 年 10 月 28 日付け総務第 177 号制定、平成 24 年 2 月 20 日付け総務第 268 号一部改正、平成 24 年 3 月 8 日付け総務第 284 号一部改正、平成 28 年 4 月 26 日付け総務第 34 号一部改正

現場代理人については、原則として工事現場に常駐することと工事請負契約書別記で定めているが、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に係る災害復旧工事の発注が増加することに伴い、人材の不足が懸念される。このため、小規模な工事の現場代理人の常駐義務を緩和することとし、以下のとおり一定基準を満たす 2 件の工事の兼務を認めることとする。

#### 1 対象工事

(1) 以下の基準を全て満たす場合は、2 件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約している複数工事は、これらを 1 件の工事として扱うものとする。

- ① 当初設計金額が 3,500 万円（税込）未満の工事であること。
- ② 低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した工事でないこと。
- ③ 工事場所が同一の振興局等<sup>※</sup>の範囲内にあること（市町村等他の発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務も可能）。
- ④ 特記仕様書等により発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること。

※「振興局等」とは、条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準（平成 19 年 6 月 6 日付け総務第 234 号）第 2 (2) に規定する「振興局等」（県内 10 地区）をいう。

(2) (1) のほか、建設業法施行令第 27 条第 2 項により密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた 2 件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

ただし、低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した工事は対象外とする。

#### 2 兼務の条件

(1) 受注者は現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。

(2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

#### 3 手続き

(1) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。

(2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

#### 4 施行時期

平成 28 年 6 月 1 日以降に入札を行う工事から適用する。

ただし、契約済又は入札済の工事であっても、1 の基準を満たし発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっている工事）については適用できるものとする。